

会長	事務局長	係

供覧のうえ、HPに公開してよろしいか伺います。

平成29年度

第 5 回 佐々町農業委員会総会議事録

平成29年8月25日（金）

佐々町農業委員会

平成29年8月 第5回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成29年8月25日(金) 午前9時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 平成29年8月25日(金) 午前9時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君
13	坂口 隆英 君	推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	湯村 速雄 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	大平 弘明 君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地転用許可不要案件届出書

報告第2号 農地転用制限の例外規定に係る届出書

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書

(4) 審議事項

第21号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第22号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第23号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第24号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第25号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第26号議案 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断について（非農地通知）

(5) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

② 9月定例会の日程について

③ その他

・ 農業者年金加入推進部長について

・ 農業委員会だよりについて

・ 農地等の利用の最適化の推進に向けて

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、おはようございます。定刻となりましたのでただ今から平成29年度 第5回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに、藤永会長から挨拶をお願いします。

会長（藤永 九市君）皆さん、おはようございます。4月から数えて、第5回の農業委員会ということでご案内申し上げました。皆さんお集まりいただきまして、本日の農業委員会総会が開会できますことを厚くお礼申し上げます。残暑厳しい折り柄といたしますか、暑い日が続いております。皆さ

ん頑張っておられると思いますけども、貴重なこの時期に本日は朝から総会ということで、午後のご案内の通り、県北地区全員を対象にしました推進委員も全員ですけども、地区別の研修会がございます。従いまして一日中、今日は皆さん方と農業委員会に関してかかわっていただくわけですけども、本当に暇をとりまして恐縮ですけども、午後につきましては、申しましたように改選後の研修会になりますから、重要なことでありますのでしっかり勉強していただきたいということを申しあげておきたいと思います。今日の案件につきましては事前に、16日に五役会ということで検討しております。そういった案件を今日は皆さんにお諮りいただくような形になります。今日始めるにあたりまして皆さま方にお繋ぎしておきますが、先月31日の総会の折にこういう体制でスタートしたわけでありますけども、池田委員でしたか、貴重な発言をいただいて、築城委員さんの第三者の立場から五役にとということで四役員に加わっていただいたらどうかという発言があったわけですけども、満場一致で皆さん方にご賛同いただきました。そういう形でここ3年間は、今まで四役会ということでしたが、五役会ということで出席いただいた次第でございます。その折にも早速出席いただいたわけですが、その場しのぎのように特別班長ということ saying していたんですけども、五役会の時に皆さんと話し合いました、ここに名簿上出ておりますように、識者代表という形で銘打ってご指導いただきたいということで、五役会という形をとらせていただきました。このことにつきまして、辞書などを見ればお分かりの通り、識者とは知識、深く物事を正しく判断する力がある人ということで、ばっちり当てはまりますね。今後、指導いただきたいなということを申しあげながら、一言申し添えておきたいと思います。今日は一日いっぱい、皆さま方、お暇どりをしますけども、よろしくお願い申し上げながら、簡単ですけども挨拶と代えさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は13名の農業委員と、推進委員5名です。定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会会議規則第6

条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君）それでは議長ということで務めさせていただきます。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ） それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号4番 藤永 茂委員、議席番号5番 築城 武美委員を指名しますので、よろしく申し上げます。日程（2）を終わります。続きまして、（3）報告事項に入ります。報告第1号 農地転用許可不要案件届出書について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。報告第1号の朗読説明をいたします。農地転用許可不要案件届出書。申請人 ●●●●株式会社さんです。農地法第4条第1項第8号及び農地法第5条第1項第7号に規定する農地転用許可不要案件について下記のとおり転用したいので届け出ますということです。これにつきましては今申し上げました条文で、認定電気事業者さんが電気通信のために供する施設の場合は、農地転用の許可がいらぬというふうな規定がございます。それに基づいて届け出があったものになります。事業の名称は、佐々江里免無線基地局新設工事ということで、スマートフォンの基地局になるんですけども、江里の方に建設をしたいということです。施工面積は4㎡です。施工の時期ですけども、9月の中旬から取り掛かって、9月末か、10月の頭ぐらいにずれ込むこともあるかもしれませんということです。担当者さんから話がありました。場所ですけども、佐々町江里免字後平。面積ですけども2,204㎡のうちの4㎡を使用されます。所有者は○○ ○○さんとありますけども、現在は息子さんが管理をされております。また、農業振興地域、農振農用地区域内には該当するんですけども、農用地区域内に該当していても建設ができるようになっておりまして、農用地区域からの除外についても全体見直しの時に一緒にその部分だけ4㎡だけを

除外すればいいという規定になっておりまして、町産業経済課とも話しをしております。2ページが付近状況図です。江里の集会所のすぐ横になります。3ページが現況写真ですね。4ページ目が地籍図、5ページが土地の敷地平面図ですね。6ページが施設の平面図、7ページ目が立面図となっております。8ページ目は●●●●株式会社さんが電気通信事業者の認定を受けているという認定書を添付しております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ただ今、報告をしていただきました。これにつきまして皆さん方からの質問等をお受けいたします。何かございませんか。ないようでしたら、報告事項ですので、これについては終わりたいと思います。次に報告第2号 農地転用制限の例外規定に係る届出書ということで、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。9ページをお開きください。報告第2号の朗読説明をいたします。農地転用制限の例外規定に係る届出書。申請人 届出者は●● ●●さん。農地法第4条第1項第8号の規定に基づき下記のとおり農地を転用したいので届け出ますということで、届出がっております。こちらにつきましては、通常、農地転用の許可が必要になるというのが農地法4条の規定になるんですが、例外としまして、農業をするための耕作道ですとか、農業用施設を建設する場合、200㎡未満であれば許可の必要がないという規定がございます。それに基づきまして届出という形で届け出が出ております。土地の所在 佐々町市瀬免字小川。地目 台帳 田、現況は畑として利用されています。面積639㎡。転用面積18㎡。利用状況 畑。耕作者氏名 ●● ●●。転用計画としましては農機具置場 1棟。建築面積が18㎡。工期につきましては平成29年8月16日から平成29年8月20日までとしてあります。●●●●さんは□□の方になるんですが、月に1回ほど帰って来られていて、農作業もされておられるということでした。また、近くに弟さんがお住まいで、日常の管理は弟さんがされているということで、姉弟さん一緒に見えて手続きをしていただいたところでした。10ページが付近状況図です。ピンク色で囲んでいるところが申請地になるんですけども、少し

下の方にWCと黄色で記しているところが新幹線のトイレになります。国道から行くと、皿山直売所から川の方に入ったところの農地になります。11ページが現況写真です。12ページが地籍図になります。13ページが倉庫の平面図、立面図になります。14ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としましては、現状のまま利用するという事で、特に被害の恐れはないということでした。建物の高さは3m程度に抑えるということと、また、申請地は周辺に田んぼがあるんですけども、そこよりは一段段差があって低い位置にありますので、特に被害の恐れはないということで書いておられます。雨水排水については自然流下。汚水、雑排水はないということです。倉庫の周りは、コンクリート舗装等はないということでした。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今、第2号の朗読説明をいただきました。これよりご質疑がございましたらお受けしますが、何かございませんでしょうか。湯村推進委員。

（湯村 速雄君）それは事後報告ですか。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。途中まで建設されていたところを、工事を止めていただいて、届出が必要だということを指導していただいております。許可が必要な案件ではありませんが、届出は必要ですよということで出していた経緯がございます。

議長（藤永 九市君）他にございませんか。ないようでしたら報告第2号は終わらせていただきます。続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書。報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書は関連がございますので一括上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。15ページをお開きください。報告第3号の朗読説明をいたします。農地法第18条第6項の規定による通知書。通知者 賃貸人 ○○ ○○。賃借人 ●● ●●。2名からの合意解約の通知が出ております。土地の所在 市瀬免字古田。地目 台帳・現況ともに田。面積は402㎡です。16ページに合意解約書を添付しております。

す。実際に契約してらっしゃる土地は3筆あるんですけども、そのうちの1筆のみを解約するという合意解約書になります。17ページは契約当時の各筆明細になるんですけども、こちらの名前は〇〇さんになってますが、亡くなられましたので〇〇さんの方に相続登記をされておられるところです。続きまして、報告第4号の朗読説明をしたいと思います。18ページをお開きください。こちらも同じく、農地法第18条第6項の合意解約書ということでの届けになります。通知者 賃貸人 〇〇〇〇。賃借人 ●● ●●。土地の所在 松瀬免字小野。地目 台帳・現況ともに田。面積1,686㎡。同じく小野、台帳・現況ともに田。654㎡。同じく小野、184番3。台帳・現況ともに田。839㎡。19ページが合意解約書の写しになります。元々、4筆の契約だったんですけども、そのうちの一筆が分筆登記をされております。そのうちの三筆を解約しますという合意解約書です。20ページが契約当時の各筆明細書になります。この2件の合意解約につきましては、土地の賃貸借で農業をされていた土地になりますけども、後で出てくる農地転用に関係しておりまして、その農地転用をするために解約をするという内容の合意解約になります。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。一括して事務局から報告をいただきました。これより皆さま方からご質疑がございましたらお受けいたします。ございませんでしょうか。ないようでしたら、これについては報告事項として終わらせていただきます。それでは（4）の審議事項に入りたいと思います。第21号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。21ページをお開きください。第21号議案の朗読説明をします。農地法第4条第1項の規定による許可申請書について。申請人 ●● ●●。農地の所在 小浦免字古釜。地目 台帳 畑、現況 休耕地。面積278㎡。転用の目的 駐車場。施設はなし。耕作者なし。申請の理由 借家及び申請地周辺住民に貸し出すための駐車場を設置するという事です。22ページが農地転用4条の申請書の写しになります。こちらは4条ですので、本人さんが駐車場として転用したい

ということでの申請になっております。23ページが付近状況図です。少し分かりづらいんですけども、赤で囲っているところが申請地です。24ページが現況写真です。赤で囲っているところが農地として残っているところになります。借家の駐車場として利用したいということなんですけども、上の方の写真で奥の方に映っている家が借家として利用されておりまして、その駐車場としても利用したいという申請です。25ページが地籍図です。地籍図を見ていただくと分かるんですけども、周りに農地がありませんので、この申請地だけ農地として残っている状況です。26ページが駐車場の利用計画書です。現在は既存の駐車場としてはなし。申請の内容としましては10台分の露天の駐車場として利用したいということです。(7)のその他ですが、貸家用に自己用3台、来客用1台を確保。残り6台分は、家が結構ありますので、周辺集落用として月極駐車場とすると記載があります。4、その他のところに色々と記載がありますが、借家にしているところが今は空いているんですけども、駐車場がないとなかなか入居者が決まらないということと、周りにアパートが2棟ほど建設されますので、そういったことも含めて駐車場としての需要があるということでの申請になっております。27ページが被害防除計画書です。造成計画としましては、現状のまま利用する。特に造成等を行わないため被害は発生しない。また、近傍農地への日照、通風関係ですけども、周辺に影響を及ぼす建築物等は設置しないため、被害は発生しないということで記載していただいております。排水計画は、雨水排水は一部水路放流と、一部自然流下です。汚水、生活雑排水は駐車場ですのでありません。28ページですけども、上の方に10台分の駐車を確保されているところが申請地になりまして、点線で真ん中を仕切っておりますが、4台分が借家用です。コンクリート舗装と書いてありますけども、コンクリート舗装となっているところは既存の溜桝がありますので、そこからの水路放流になります。砂利敷きの部分に関しましては自然流下ということで説明を受けております。同じく、28ページの配置図ですけども、奥の方の駐車場になりますので、1500-6と、1500-13と、1500-14は雑種地、宅地と記載をしているので

すけども、ここが今、アパートが建っているところになるんですけども、この敷地を通らせてもらって、奥の方に車が入って行けるようになったので、駐車場として利用したいという申請の内容になっています。元々は車が入れなかったところになります。29ページにアパートの敷地の所有者さんから、アパートの敷地を通ってもいいですよという承諾書も合わせて添付していただいているところです。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員からの補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。2番。

2番（吉野 裕君）2番。ただ今、事務局から説明がありました通りでございます。6月の委員会の折に、28ページの道の方に共同住宅の申請が出されて、その駐車場を作られるところを利用させていただいて、今回の駐車場を作られるということです。本来は、里道ぐらいの幅しかありませんけども、これを利用させていただいてこの駐車場を使うということでございます。周辺は農地はなく、申請人の方の以前の住屋を借家として貸し付けておられ、計画書にありました通り、駐車場がもう一つ手前にも共同住宅にあるんですけども、その駐車場とかになりまして、駐車スペースがないということで今回の申請ということでございます。皆さん、よろしく願いいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、地元委員さんからの説明が終わりました。これより皆さま方から、ご意見、ご質問等ございましたらお受けいたします。何かございませんでしょうか。ないようですので、この件について採決を行いたいと思います。第21号議案について許可相当と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数により、許可相当としまして、県に進達することといたします。次に第22号議案に移ります。農地法第4条第1項の規定による許可申請書について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。30ページをお開きください。第22号議案の朗読説明をいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請書について。申請人 ●● ●●。農地の所在 小浦免字小丸山。地目 台帳・現況ともに畑。面積544㎡。転用の目的 賃貸アパート建築。施設

アパート1棟 96.46㎡。耕作者はなし。管理はされています。申請の理由 申請地に賃貸アパートを建築する。31ページが申請書の写しになります。こちらと同じく4条の申請になりますので、本人さんがアパートの建設をし、経営もされるという申請になります。32ページが付近状況図になります。場所につきましては、赤崎橋から小浦の方に上って、ちょうど上りあがって右に入って行ったところになります。33ページが現況写真です。34ページが地籍図になります。農地があるのは隣と、奥の二つが農地で残っているんですけども、周りはほとんど宅地化されているような場所になります。35ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としましては、現状のまま利用する。特に造成工事を行わず、現状のまま利用するので被害の発生の恐れはないと思われる。万一、被害等が発生することがあれば、速やかに処置しますと記載されています。建物の高さは7mぐらいにすることで隣地への影響はないということでした。雨水排水につきましては、水路放流。汚水、生活雑排水につきましては公共下水道へ流すということでした。36ページは事業計画書になります。賃貸アパートの経営になりますので、事業計画書を付けていただいております。今回、建築されるアパートにつきましては4世帯分のアパート1棟、駐車場が8台分と、来客用として3台分設けるということです。今すでに、賃貸マンションを2棟経営されておられて、事業拡大を図りたいということでの申請となっております。37ページが利用計画図、配置図になります。38ページが建物の平面図、立面図になります。39ページが雨水排水の計画図になります。側溝を設けて、そちらを通り道路側溝へ流すという計画になっております。下水は、前面の道路に下水管が通っております。40ページが隣接農地の所有者さんからの同意書をいただいております。41ページですが、一筆奥に農地があるんですが、そこがずっと相続登記がされてませんで、実際の相続者が分からないということで、承諾書が得られませんでしたということで、理由書を添付していただいております。その土地は地目は農地になっていますが、すべて斜面、法面になっていまして、農地という状況ではないのかなという印象でありました。事務局の説明は以上で

す。

議長（藤永 九市君）地元委員の説明をお願いします。2番。

2番（吉野 裕君）2番。場所はお分かりかと思いますが、本来は、承諾書等はいらないんですけども、佐々町農業委員会としては、その後に問題が発生しないために承諾書等の提出を求めているわけですが、事務局から説明された通り、相続がなされておられませんので、こういう形になっております。排水については34ページを見てもらえばわかるかと思いますが、道路の方に勾配をついて、長い方の境界の方には小さい側溝を設けて道路の側溝に繋ぐということで、151番の境界の方にはフェンスを設けるといってございませぬ。隣の農地は管理されておりますが、その農地には雨水が流れないような対策をしていただくように工事施工者の方には申し添えております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員からの補足説明をいただきました。これより皆さま方からのご意見、ご質問を受けたいと思います。何か、どなたかございませぬか。8番。

8番（池田 邦義君）8番。現況写真の説明は、草が生えているところが申請地ですかね。お願いします。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。33ページの現況写真を見ていただいていいでしょうか。上の写真で見ますと、草が生えているところが申請地なんですけど、今建っているアパートの方から撮った写真になります。下の段の写真は、反対側から撮った写真ですので、見えているところ全体が申請地になります。奥の方にアパートが写っていますが、分かりますか。すでに建っているアパートなんですけども、上の写真はそちら側から撮った写真ということです。よろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）8番委員、今の事務局の説明でいいでしょうか。

（ 「はい」の声あり ）他にございませぬか。ないようですので、この件について採決を行います。第22号議案の案件につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当として県の方に進達することといたします。次に第23号

議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。42ページをお開きください。第23号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書について。申請人 譲受人 ●●●●株式会社 社長□□。譲渡人 ○○
○○。△△ △△。農地の所在 松瀬免字小野。同じく小野。市瀬免字古田。地目は3筆とも台帳・現況ともに田。面積は上から、1,686㎡、
654㎡、402㎡です。転用の目的 スイミングスクールの建築。施設
スイミングスクール1棟806.25㎡耕作者はなし。申請の理由 スイ
ミングスクールおよび、駐車場建築のため。43ページが申請書の写しに
なります。土地の所有者がダイワロイヤル株式会社さんに賃借権で賃貸
借をするという内容になります。工事期間ですけれども、3、転用計画の中
の(4)のところに工事計画があるんですけども、県の許可日から平成2
9年10月末日ということで記載がありますが、造成までがこのくらい
だろうということで、実際は建物の全体の完成が4月までをみておられ
ました。賃借権につきましては20年間の契約をされておられます。7
その他に記載がありますが、併用地で市瀬免字古田 68㎡の雑種地が
含まれておりますが、これも一体的に利用するという事です。44ペ
ージが付近状況図になります。ダイレックスとナフコがある交差点から、
若狭団地の方に入って行ったところの小川電気屋さんの前の農地になり
ます。ピンク色で囲っているところが申請地になります。45ページが
現況写真です。写真は添付していただいていたんですけども、土地が広
くて分かりづらかったので、今回、議案には航空写真を付けております。
こういった形で、一部農地が残るんですけども、赤で囲っているところ
が転用申請のところになります。46ページが地籍図です。見づらいで
すが細長いところが雑種地ということで、元々は赤道だったんですが払
下げで雑種地ということで、○○ ○○さんが購入されまして転用をす
るという計画です。47ページが被害防除計画書です。申請地の造成計
画としまして、盛土を行う。最高1.2m、最低0.3m。隣接に農地が
残りますので擁壁を設ける。また、法面の保護をするという記載があり

ます。近傍農地への影響を及ぼさない措置としましては、建物の高さを加減するという事で、高さ6 m程度。また、隣接農地への通路を確保するという事なんですけども、農地に入る進入路が、元々は田越しで入っていたところが入れなくなりますので、通路を確保するという事で記載があります。雨水排水につきましては水路放流。汚水、生活雑排水につきましては公共下水道の方へ流されます。48ページが敷地の平面図、計画図になります。緑で塗ってある所が計画図になるんですけども、左側のピンク色で塗ってあるところが、擁壁を設置される所です。また、上の方に緑色で線が引いてあるところが法面の保護をされる所になります。白抜きの斜線が引いてあるところが、建物のプールの所ですね。周りは全部駐車場で、バスが2台止められるように確保されております。49ページが排水計画図になります。図面が見にくくて分かりづらいかと思うんですけども、図面の注釈としまして、下水管が点線で、雨水の流れも同じ点線で書かれてあるんですよ。ちょっと見づらいんですけども、辿っていくと雨水と下水にきちんと分かれてて、建設課にもどういう指導をしたか確認をして、図面も分かりやすく色付けするか、線を変えるか業者さんをお願いをしているところなんですけども、雨水は全部川の方に流れるんですけども、最終的な溜桝が、右下の四角の溜桝が最終的な受け皿の溜桝になりまして、川に流れるのはこの一か所だそうです。矢印が全体的に川の方に流れる矢印になっていたりするんですけども、受ける所は最終的には右下の溜桝で受けて川に流すようになっているということでした。下水につきましては、前面の道路に下水管が通っておりますので、そちらに流される計画です。50ページが建物の平面図になります。この平面図を見ると、トイレとかありますがそういったところから下水の管が繋がっていると思いますが、最初の計画図でも見て取れるかと思います。汚水はすべて下水の方に流されます。51ページが立面図です。52ページが水利権の代表者さんからの承諾書ですね。条件としては雨水は川へ放流し、その他の雑排水は公共下水道の方に放流することということで承諾書を添付していただいております。53ページが隣接農地の所有者から承諾書をいただいております。

ます。54ページが事業計画書です。スイミングスクールを建設したいということです。利用計画等は図面のとおりです。現在の事業状況ということでサブリース事業と書いてあるんですけども、建物だけを建てて、実際に経営する方に貸すという、そういったリース業をされています。

●●●●(株)さんが、地主さんから土地を借りて許可が下りたら、転用して建物を建てて、丸々ビートスイミングさんに貸して、プールの経営はビートスイミングさんがされるという流れになります。今、マックスバリューの中にプールが入ってますけども、そこがビートスイミングということでされていましたが、20年間の契約が終わられて、佐々スイミングスクールということで名前も変わりました。もうビートではなくなっております。再更新がないという契約なので、今回出来るプールはまた新たに、ビートスイミングさんが直接経営をされますので、今のプールとはまた別の経営になります。参考までに。今回、新たに事業拡大のためのスクールの開校ということで、競泳など本格的に競技として水泳をされる方の選手コースというんですけど、そういう方向けに力を入れてしたいということでした。事務局の説明は以上です。

議長(藤永 九市君) 地元委員の説明をお願いします。3番。

3番(濱野 努) 3番。この件の説明に関しまして、事務局から説明があった通りですが、45ページの写真の一部が農振地に入ってます、2月でしたか、これを除外するために議案にあがっていましたが、今月の転用申請になったということで、約半年間の手続きがかかったということです。この写真は前の総会の時に見られている農業委員さんもおられると思います。冒頭にありました合意解約の件がこちらの農地の分になります。残りの部分としましては、農地として使用したいということで、ここに入る耕作道がないということで、48ページの図面の上の方ですがCのところですがそこを拡張していただき、農地に入るところを確保していただいております。皆さまのご審議方、よろしくをお願いします。

議長(藤永 九市君) ありがとうございます。これより皆さま方から、質問等お受けいたします。何かございませんか。8番。

8番(池田 邦義君) 8番。46ページですけども、赤い線で囲ってある部分が

今回の申請地だと思うんですけども、その残りを〇〇 〇〇さんの田ですが、進入路幅幅ということで進入路は設けてありますが、43ページに現況 田、利用状況は休耕地となっているわけです。残りの農地は耕作をされるのかなと思ひまして。

議長（藤永 九市君）3番。

3番（濱野 努君）3番。残りの農地は地主さんである、〇〇 〇〇さんが管理をするということで話は聞いています。

議長（藤永 九市君）8番。今の3番委員の説明でいいですか。8番。

8番（池田 邦義君）8番。48ページの図面ですけども、これだけの面積のなかで雨水排水をひとつの溜桝の中で流して水路は大丈夫なんですか。この面積は雨が降った場合は、水量としても多いのではないかなと、この溜桝で大丈夫なのかなと思ひまして。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。溜桝自体は、要所、要所で作るそうです。小さい四角があるのが桝になっていて、最終の桝というのが右下の桝になるわけですね。そこから川の方に流すように建設課の方でも話をしてあるんですけど、その川は深さもありますし、幅も結構ありますので随分大きな水路なので、水量的には大丈夫じゃないかなと思ひますし、そういう判断で建設課も指導をしていると思ひます。

議長（藤永 九市君）ただ今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

（ 「はい」 の声あり ） ありがとうございます。他にご質問がございましたらお受けいたします。推進委員の湯村委員さん。

推進委員（湯村 速雄君）残地は枚数が3枚ぐらいあると思ひますが、耕地に基盤整備とか、業者か〇〇さんの方にお願ひできれば誰か耕作してくれる人がいるんじゃないかなと思ひますけども。北側に田んぼがありますので日照関係で、乾きが悪かったら誰も作ってくれないという状況が続くんじゃないかなと思ひますけども。それと、駐車場の溜桝なんですけども、グリストラップとかは計画されていないんですか。

議長（藤永 九市君）推進委員さんからの質問ですけども、事務局お願ひします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。まず、一問目の質問をお答えしたいと思います。残る残地につきましては、〇〇 〇〇さんの土地で、△△さんも広かったのだからされていたと思うんですけども、残地だけでは作りきれないということで、すべて合意解約になっているような状況で、管理をお願いしていますけども、おそらく〇〇 〇〇さんが畑で野菜を作っているのは考えにくいのかなと思っています。きちんと管理はお願いしているところで、農地で利用するために通路も設けるようお願いもしているので、もし、盛土、切土をして農地として有効に利用できるのであれば、すごくいいことなんじゃないかなと思います。できないことではないので、いいんじゃないかなと思います。もう一点、駐車場の件は何とおっしゃられたか分からなかったのでもう一度話していただいてもいいですか。

議長（藤永 九市君）推進委員 湯村委員。

推進委員（湯村 速雄君）駐車場なのでオイルがこぼれた時に、川の方に落ちないようにグリストラップをつけたらいいんじゃないかなと思います。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。グリストラップはガソリンスタンドの時は、ガソリンなのでしないといけないという決まりがありますが、今回はグリストラップの話は聞いていません。オイルとは駐車場だからということですよ。通常の農地転用でも駐車場用地にグリストラップというのは、転用の規制ではありませんので、そこら辺は、濱野委員さんも水利の代表でいらっしゃいますので、そういった心配があるのであれば、業者さんと話をしながら、いろんな要望を聞いていかなければいけないかなと思います。これでよろしいでしょうか。

（ 「はい」 の声あり ）

議長（藤永 九市君）他にありませんか。ないようですので採決を行いたと思います。お諮りいたします。第23号議案 許可相当と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で、許可相当といたしまして県に進達いたします。引き続き、第24号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。事

務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。55ページをお開きください。第24号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書について。申請人 譲受人 ●● ●●。譲渡人 ○○ ○○。農地の所在 小浦免字中野谷。地目 台帳 畑、現況 休耕。面積146㎡。転用の目的 専用住宅。施設 専用住宅1棟43.47㎡。耕作者 なし。申請の理由 これは、転用して家を建てられる側の理由ですけれども、現在の住まいが手狭になったことから、新たに住宅を建築したいためということです。56ページが申請書の写しになりますけれども、この件につきましては、所有権移転の申請になっております。売買による所有権移転です。57ページが付近状況図です。ピンク色で記を付けているところが申請地になります。58ページが現況写真になります。赤枠で囲っているところが申請地になります。59ページが地籍図になります。元々一筆だったところを、今回、転用するにあたって分筆をして家を建てる計画です。細く残っているところは水路ですね。水路が元々あるところを切つてあるような形です。ここも周りはずべて住宅地となっております。60ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としましては、現状のまま利用する。また、土間コンクリートを設けるので被害の発生する恐れはない。近傍農地等への影響なんですけれども、建物の高さを加減する。建物の高さを加減して建築するため被害の発生する恐れはない。雨水排水につきましては水路放流。汚水、生活雑排水は下水道の方に繋がれます。61ページが土地の利用計画図になります。この計画図の中に、水の流れも記載していただいております。雨水は既存の側溝の方に接続をされます。汚水は公共下水道の方に接続されます。ちょうど浜迎線の方になりますね。62ページが建物の平面図です。木造の2階建てです。63ページが建物の立面図になっております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）地元委員さんの補足説明をお願いします。2番。

2番（吉野 裕君）2番。これも前の案件と同様ですけれども、事務局、業者さんと立会いをしております。場所は、以前、町長をしておられました清原さんの住まいの斜め前辺りです。この土地の三方が水路に囲まれておりま

して、残った畑は地主さんが自家用で食材を取るために管理をされております。特に迷惑をかけるようなところはないかと思っておりますので、皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。この件につきまして、ご意見、ご質問のある方はいませんか。どなたかごいませんか。ないようですので、お諮りをしたいと思います。第24号議案は許可相当と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。満場一致です。賛成多数により許可相当として県の方に進達をいたします。引き続き、第25号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。64ページをお開きください。第25号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書について。申請人 譲受人 ●● ●●。譲渡人 ○○ ○○。農地の所在 羽須和免字社ノ元。地目 台帳、現況ともに田。面積529㎡。転用の目的 個人住宅。施設 軽量鉄骨ステンレス 鋼板葺2階建1棟 86.56㎡。耕作者 ○○ ○○。申請の理由 こちらも譲受人の方からの理由で、県道整備に伴う、立退きの為ということで、新しく家を建てて佐々町の方に住みたいということです。65ページが許可申請書の写しです。こちらでも売買による所有権の移転を行いたいという申請です。66ページが付近状況図になります。地図が見にくくてすみません。ピンク色で囲っているところが申請地です。黄色で記を付けているところは里の集会所になります。松葉屋の近くのコインランドリーがあるところはお存知かと思いますが、そのコインランドリーから少し入ったところにあおぞら食堂さんがあるんですけども、あおぞら食堂さんのすぐ横になります。67ページが現況写真です。68ページが地籍図になります。ピンクで囲っているところが申請地になります。69ページが被害防除計画書です。申請地は、盛土を最高0.3m、最低0.1mということです。少し盛土をして、土止め工事をするということです。また、近傍農地への影響なんですけども、隣地に農地がないということで被害の恐れはないということです。排水計画なんですけども、雨水排水は水路放流。污水、

生活雑排水は下水道に繋ぐということです。70ページが、有効利用面積を記していただいている図面になるんですけども、一般の個人住宅の場合、500㎡という基準があるんですけども、その500㎡を超えているので、面積が超過している理由を付けていただいております。前面の道路が狭いために、セットバックが必要になります。セットバック部分として14㎡必要になるということです。周りに側溝が入っておりまして、セットバックの部分と側溝の部分を足すと34㎡になりますので、敷地面積の529㎡から、宅地として使えない部分34㎡を引くと495㎡になり、500㎡を切るので今回、申請ができるという形になっております。71ページが土地の利用計画図になります。72、73ページが建物の平面図、74ページが立面図になっております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の説明をお願いします。8番。

8番（池田 邦義君）8番。今、事務局から説明がありましたように、8月18日に事務局 山田さんと、その時に業者が出てこれないということで8月21日に改めて、業者さんと現地を確認しまして、色々ご説明を受けました。今、事務局からありましたが、70ページですが、AとCの境界杭があるところですが、側溝なんですね。水路なんです。68ページの地籍図を見ていただくと、隣接地が△△さんの宅地ですが、その宅地の側溝なんですよ。業者さんから聞いたのは、△△さんの垣根があるわけですね。67ページの写真で見られると分かりますが、垣根があります。これを管理するために、約1mぐらいバックしておき、将来は△△さんの方に譲る可能性があるような話をされてました。495㎡となっておりますが、これよりも下がるんじゃないかなと伺っております。建物につきまして、雨水等は両方に側溝がありますが、71ページの隣地境界線というところに排水溝があるんですね。そこに集中して側溝に流すということで、お話をお伺いしております。皆さま方のご審議の程よろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。これより皆さま方のご質問等を

お受けします。何かございませんか。ないようですので、採決をいたします。第25号議案の、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。全会一致で承諾いただきました。許可相当として県に進達することといたします。次に、第26号議案の農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。75ページをお開きください。第26号議案の朗読説明をいたします。農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について。農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地は別紙ということで、76ページに一筆、リストを付けております。所在は口石免字道木。地目は登記簿 畑。面積135㎡。所有者は〇〇他3名となっておりますが、兄弟さん4人の共有名義となっております。実際管理していらっしゃるの、〇〇さんになられます。この一筆なんですけども、一昨年の調査でB判定になってはいたんですけども、非農地判断がまだ済んでおりませんでした。こちらは産業経済課の方から相談がありまして、災害の関係で工事をして保安林に指定をしないといけないそうなんですけども、現況は山なんですけども、地目が農地であるために保安林としての指定ができないということで、地目が変われないかなという相談があったところになります。一筆だけ今回出させていただいたところ。場所は77ページの航空写真にあります。真申になります。申請地のすぐ下の家が〇〇さんのご自宅になられるようで、自宅のすぐ裏の場所になります。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）これにつきまして、皆さん方からご意見、ご質問等ございませんか。場所はお分かりですよね。地元委員さんからこれについて何かありますか。2番。

2番（吉野 裕君）2番。〇〇さんは仕事が忙しくて、畑を管理するのがやっとなかなか手が付けられなくて、この土地もだんだん山が生茂って、一部山崩れが発生しています。非農地通知を先に出しておけばよかったかなと思うところ。以上です。

議長（藤永 九市君）この件につきまして他になければ、事務局からの説明通りご理解いただきたいと思いますが、他にありませんか。推進委員 湯村さん。

推進委員（湯村 速雄君）家の前の解体部品を置いてあるところは、持ち主は違う人ですか。利用外目的で使われてないですか。前は建物が建つ予定ではなかったですかね。今回、非農地にするところは町の方に移管か何かされるんですかね。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（大平 弘明君）事務局。今のご質問の件ですけれども、保安林の指定をしないと、現在、災害で地滑りが起こっておりまして、工事にかかれない状況です。所有者はそのままですけれども保安林にすることによって、災害の工事が進められる状況ですので、そのための非農地の手続きということですので。以上です。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。もう一点の質問ですけれども、道路の向かい側の雑種地のことですかね。おっしゃっているのは、転用の目的が資材置場ではなかったということですか。

議長（藤永 九市君）2番。

2番（吉野 裕君）2番。今回の件は、この非農地の件ですから後でゆっくり調査をして確認していただけたらと思います。

議長（藤永 九市君）2番委員のおっしゃる通りです。そういうことで、湯村委員、よろしくお願ひします。この26号議案について他にありませんか。ないようでしたら、採決を行います。賛成とされる方の挙手をお願ひします。ありがとうございました。満場一致で非農地とすることといたします。審議事項につきましては、続けて足早にやっけてまいりましたけども、（5）その他に入る前に暫時休憩といたします。

（休 憩 午前 10時48分）

（会議再開 午前 10時57分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。（5）その他について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他に入ります。農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきまして、まず、全国農業新聞なんですけども、先月、加入申込書をお渡ししていたかと思いますが、お持ちになられている方は提出をお願いします。まだ出されていない方は、ぜひ加入の方をお願いいたします。農業者年金の加入推進につきまして、先月、会長の方からお話がありますが、農業者年金の加入推進部長さんを決めていただきたいと思います。今、会長に藤永 九市さんになってもらっているんですけど、他の業務も多々増えてこられますので、推進部長はどなたかという意向もあられるようですので、新たに推進部長さんとサブリーダーさんも一緒に決めていただけたらなと思っております。急遽で申し訳ないんですけども、先日案内が来まして、9月5日にレオプラザホテルの方で農業者年金の説明会というか、色々な地区の農業委員さんが集まってこられて、現場の話を聞いたりとか、農業者年金基金の方も来られて説明をされたりとか、そういった会がありますので、そこにも参加していただける方を決めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。決めていただくのは最後にすみません、よろしくをお願いします。そして、9月の定例会の日程を決めていきたいと思います。総会は、だいたい毎月25日と決めていたんですよ。土日が重なったりとか、都合が悪かったときは前後にずらすようにしていたんですけども、毎月29日までに審議の結果を県の方に送らないといけないというのがあって、25日という風に決めているところではあるんですけども。9月25日は月曜日ですけども、25日でいいでしょうか。

（私語あり）それでは9月25日 月曜日の午後1時30分から予定をお願いいたします。③のその他ですけども、農業者年金の加入推進部長さんを決めていただきたいということと、農業委員会だよりを一年に2回発行しています。だいたい9月と3月に発行しているんですけども、今回はメンバーが変わったりバタバタありましたので、時期をずらして発行しようと思っておりますけども、メンバーが決まり次第取り掛かっていけたらと思います。農業委員会の編集委員さんも決めていただきたいと思います。前回は奇数委員さんが9月号、偶数委員さんが3月号

という決め方をしていました。5人とか6人とかが編集委員さんという決め方をしていたこともあります。皆さんがやりやすいように決めていただきたいと思います。農地の利用の最適化に向けてというところも、休憩中に少しだけお話をさせていただけたらと思います。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君） それでは、③その他の農業者年金加入推進部長についてですけれども、この件については人事案件で恐縮なんですけれども、皆さんにお諮りをしたいと思います。先日の五役会の時もお話をしまして、私の提案としましては、これまで推進部長として、副に池田 邦義さんにご協力いただきながら、過去3年間やってきたわけです。それなりに目標に達成してきているわけです。今年も一つの枠が農業者年金の対象者の割り当てが一つ農業会議からあります。それを実現していくことになるかと思しますので、ご存じの通り、会長という立場から何でもかんでもというのは難しいので、推進部長さんはちゃんと立てた方がいいと思いますので、五役会で検討しまして、できましたら副としてご指導いただきました、池田 邦義さんに推進部長をお願いしたいなど、皆さんで話をしております。副につきましては、池田さんもご存じと思いますが、研修会もあって池田委員さんにも行っていただいたんですけれども、女性委員さんがかなり多いんですよ。他所の地域ですけど推進部としてかなり活躍されております。私もその一つの提案としまして、貴重なお二人の女性委員さんがおられますので、サブリーダーとして池田推進部長さんを補佐していただいて、和田さんと、山下さんをお願いしたいなと思います。負担をかけるようでございますけれども、しょっちゅうそれに係るというものでもございませぬ。池田さんの指示に従ってやっていただければ結構でございますので、そういうことで皆さんにお諮りをして、後任がここでご選任いただければ、同意をいただいて決定したいと思いますけれどもいかがでしょうか。皆さんのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。どうでしょう、ご三方お願いできませんでしょうか。心からお願い申し上げます。

（ 「お受けします」 の声あり ） ありがとうございます。ご三方、気持

ちよく快諾いただきました。今後は三人の皆さんに活躍をいただきますので、女性のお二人にはご迷惑でしょうけども、よろしく願いいたします。5日の研修会には、これだけは絶対に行ってもらいたいと思います。農業者年金の会の模様、動きというものを勉強していただきたいと思いますので、お忙しいでしょうけども、お繰り合わせいただきまして、ご出席いただきますように念を押してお願い申し上げておきます。ありがとうございます。続きまして、農業委員会だよりについてはこれまで通りいきますか。皆さんいかがでしょうか。それぞれ議席番号がありますよね。その奇数、偶数で発行を年2回発行していますから、分けて編集委員であたってもらうようにして、農業委員会だよりを見ていただいて分かるように、3ページぐらいなんですよね。事務局もご苦労されているんですけども、それをサポートしてまとめるだけですので、そういう形で今後、取り組んでいただきたいと思います。奇数、偶数で分けて、事務局の指示に従って皆さんで編集をして行うという形を取りたいと思いますがいかがでしょうか。推進委員さんも編集には加わっていただきたいと思います。推進委員さんも奇数、偶数で割り振るという形を取りたいと思いますが、そういうことでお諮りしたいと思いますが、ご承認いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)ありがとうございます。そういうことでよろしく願い申し上げます。三つ目の農地等の利用の最適化の推進に向けてということで、皆さん方と推進委員さんが中心になりますけども、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前 11時10分)

(会議再開 午前 11時31分)

議長(藤永 九市君)会を再開いたします。ただ今、休憩中に最適化推進に向けて、皆さん方のご意見をいただきました。その中で五役の識者代表としまして、築城委員さんからのごもったもなご提案をいただきました。今回出しておりませんでしたけども、次回の委員会の折には、資料も提出しながら、推進員会も今後の動きについて、十分検討して今度の委員会にははっきりと打ち出したいと思います。うまくいけば10月

からそのような形で定着していくような形を取りたいと思いますので、どうぞ皆さん、ご理解をいただきたいと思います。その他について、何か皆さん方からありませんか。ないようですので、これで本日の総会を閉じたいと思います。本日は誠にありがとうございました。また、午後の研修会にはよろしく申し上げます。

(閉 会 午前 11時33分)

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員